

押収物等取扱規程に規定する書類及び帳簿諸票の様式について

平成 12 年 3 月 17 日総三第 3 3 号高等裁判所長  
官、地方、家庭裁判所長あて事務総長通達

改正 平成 17 年 7 月 12 日最高裁総三第 000224 号  
令和 4 年 7 月 28 日最高裁総三第 1 5 4 号

押収物等取扱規程（昭和 3 5 年最高裁判所規程第 2 号）の規定に基づき、標記の様式について下記のとおり定めましたので、これによってください。

なお、簡易裁判所に対しては、所管の地方裁判所長から伝達してください。

記

押収物等取扱規程に規定する書類及び帳簿諸票の様式は、別表のとおりとする。

付 記

1 実施

この通達は、平成 1 3 年 1 月 1 日から実施する。

2 経過措置

この通達の実施の際従前の様式による帳簿諸票等の用紙が残存している場合には、これを使用して差し支えない。

付 記（平 1 7 . 7 . 1 2 総三第 000224 号）

1 この通達は、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成 1 5 年法律第 1 1 0 号）の施行の日から実施する。

2 この通達の実施の際、従前の様式による帳簿諸票等の用紙が残存している場合には、これを使用して差し支えない。

付 記（令 4 . 7 . 2 8 総三第 1 5 4 号）

1 この通達は、令和 4 年 8 月 1 日から実施する。

2 この通達の実施の際、従前の様式による用紙が残存している場合には、これを使用して差し支えない。

3 平成 1 2 年 3 月 1 7 日付け最高裁総三第 3 3 号事務総長依命通達「押収物等取扱規程に規定する書類及び帳簿諸票の様式について」の標題の次に「(依命通達)」とあるのを「(通達)」と補正する。

(別表)

書類等の名称	根拠規定	様式番号
押収物総目録	押収物等取扱規程第5条第1項	別紙様式第1
押収物整理簿	押収物等取扱規程第6条第1項	別紙様式第2
押収物送付票	押収物等取扱規程第6条第1項第1号	別紙様式第3
押収物保管票	押収物等取扱規程第8条	別紙様式第4
押収通貨整理簿	押収物等取扱規程第9条	別紙様式第5
仮出票	押収物等取扱規程第12条第1項	別紙様式第6
仮出簿	押収物等取扱規程第12条第2項	別紙様式第7
受領票	押収物等取扱規程第22条第1項	別紙様式第8
押収物処分簿	押収物等取扱規程第24条第3項	別紙様式第9

(別紙様式第1)

押 収 物 総 目 録										
押 収 番 号	令和 年押第 号			事 件 名						
	事 件 番 号	令和 年( )第 号			被 告 人 (少年・対象者)		ほ か 人			
符 号		品 目			受 入 年 月 日	主 任 書 記 官	押 収 物 主 任 官	処 分 事 由 発 生 年 月 日	主 任 書 記 官	備 考
			数 量	被 住 所	差 押 所	人 等 氏 名	及 び 処 分 事 由			
							・ ・			
							・ ・			
							・ ・			
							・ ・			
							・ ・			
							・ ・			
							・ ・			
							・ ・			

(注) 処分事由発生年月日及び処分事由欄のうち上欄は第一審裁判所で、下欄は上訴審裁判所で使用する。

(別紙様式第2)

令和 年

月日	押収番号	事件番号	事件終局年月日	係書記官 部・係	処分終了 年月日	押収物 主任官	備考
		被告人 (少年・対象者)	事由				
・	令和 年押第 号	令和 年( )第 号 ----- ほか 人	・ ・	部 係	・		
・	令和 年押第 号	令和 年( )第 号 ----- ほか 人	・ ・	部 係	・		
・	令和 年押第 号	令和 年( )第 号 ----- ほか 人	・ ・	部 係	・		
・	令和 年押第 号	令和 年( )第 号 ----- ほか 人	・ ・	部 係	・		
・	令和 年押第 号	令和 年( )第 号 ----- ほか 人	・ ・	部 係	・		
・	令和 年押第 号	令和 年( )第 号 ----- ほか 人	・ ・	部 係	・		

(押収物整理簿)

(別紙様式第3)

押 収 物 送 付 票							
押 収 番 号	令和 年押第 号			事 件 名			
	事 件 番 号	令和 年( )第 号			被 告 人 (少年・対象者)	ほか 人	
符 号		品 目	送 付 年 月 日	保 管 場 所	払 渡 し 等 年 月 日 及 び 払 渡 事 由 等	保 管 物 主 任 官	備 考
	数 量	押 収 物 主 任 官					
					...		
					...		
					...		
					...		
					...		



(別紙様式第5)

押 収 通 貨 整 理 簿

年 月 日	押収番号及び符号			被 告 人 (少年・対象者)	終 局 年 月 日 及 び 事 由	払渡年月日	受 領 高	払 渡 高	残 高
	年 度	番 号	符 号						
.					.	.			
.					.	.			
.					.	.			
.					.	.			
.					.	.			
.					.	.			
.					.	.			
.					.	.			

(注) この帳簿は、年度の区分によらないで継続して記入する。

(別紙様式第6)

仮 出 票			主 任 書記官		押収物 主任官	
仮 出 年月日	令和 年 月 日	係 書 記 官	部 係			受領確認
事 件 番 号	令和 第 年 ( ) 号	被告人 (少年・ 対象者)	ほか 人			
押 収 番 号	令 和 年 押 第 号					
符  号	----- -----					
仮 出 事 由						
返 還 年 月 日	令 和 年 月 日					
返 還 年 月 日	令 和 年 月 日			保 管 物 主 任 官 受 領 確 認		
備 考						

(注) 符号欄に余白が生じた場合には、その部分に斜線を引く。



(別紙様式第7)

令和 年

仮 月 出 日	押 収 番 号	符 号	係書記官 部・係	返還予定 月 日	返 月 還 日	押収物 主任官	備 考
.	令和 年押第 号		部 係	.	.		
.	令和 年押第 号		部 係	.	.		
.	令和 年押第 号		部 係	.	.		
.	令和 年押第 号		部 係	.	.		
.	令和 年押第 号		部 係	.	.		
.	令和 年押第 号		部 係	.	.		
.	令和 年押第 号		部 係	.	.		
.	令和 年押第 号		部 係	.	.		
.	令和 年押第 号		部 係	.	.		
.	令和 年押第 号		部 係	.	.		

(仮出簿)

(別紙様式第8)

受 領 票			
受 領 年月日	令 和 年 月 日	押収物 主任官	
事 件 番 号	令和 年 ( ) 第 号	被告人 (少年・ 対象者)	ほか 人
押 収 番 号	令 和 年 押 第 号		
符     号	----- ----- ----- -----		
事 由			
備 考			

(注) 符号欄に余白が生じた場合には、その部分に斜線を引く。

(別紙様式第9)

国庫 帰属 年 月 日	押収番号及び符号			品 目	数量	処分内容	売却価額	処分終了 年 月 日
	年度	番号	符号					
. . .								. . .
. . .								. . .
. . .								. . .
. . .								. . .
. . .								. . .
. . .								. . .
. . .								. . .
. . .								. . .
. . .								. . .

(押収物処分簿)